

象の鼻パーク野外舞台設営・運営等業務委託 仕様書

1 委託名

象の鼻パーク野外舞台設営・運営等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年10月8日（金）まで

3 目的

横浜アーツフェスティバル実行委員会が主催するダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021」において、横浜市民が本格的な舞台芸術にふれる機会の創出、横浜の魅力の国内外への発信によるプレゼンス向上、まちの賑わいの創出のため、象の鼻パークに野外舞台を設営し、「横浜ベイサイドバレエ」及び「その他ダンス公演」を実施する。

公演の実施に向けて、関係者と調整しながら準備を進め、野外舞台の設営から当日の運営までを行う。

4 開催概要

(1) 日程（予定）

	午前	午後	夜間（17:00～20:00）
令和3年 8月23日（月）	野外舞台及び設備等の設営		
8月24日（火）			
8月25日（水）			
8月26日（木）	横浜ベイサイドバレエ 仕込み&リハーサル		【横浜ベイサイドバレエゲネプロ】
8月27日（金）	休演日		
8月28日（土）	横浜ベイサイドバレエ 仕込み&リハーサル		【横浜ベイサイドバレエ1日目】
8月29日（日）	横浜ベイサイドバレエ 仕込み&リハーサル		【横浜ベイサイドバレエ2日目】
8月30日（月）	（横浜ベイサイドバレエ予備日【1日目の公演】）		
8月31日（火）	（横浜ベイサイドバレエ予備日【2日目の公演】）		
9月1日（水）	仕込み&リハーサル		
9月2日（木）	【ゲネプロ】		その他ダンス公演①

9月3日（金）	仕込み&リハーサル	
9月4日（土）	【ゲネプロ】	その他ダンス公演②
9月5日（日）	【ゲネプロ】	その他ダンス公演③
9月6日（月）	野外舞台及び設備等の撤去	
9月7日（火）		
9月8日（水）	敷地内清掃、破損箇所確認（いずれか1日で実施）	
9月9日（木）		

※「その他ダンス公演①～③」の内容については検討中。

(2) 野外舞台設営場所

象の鼻パークAゾーン（横浜市中区海岸通1丁目）

【別紙1 野外舞台・会場配置図】を参照

(3) 観客数（想定）

ア 「横浜ベイサイドバレエ」ゲネプロ

200名（招待）

イ 「横浜ベイサイドバレエ」、「その他ダンス公演」

1,500名

5 委託業務内容

野外舞台の設営及び設営期間中の運営を行う。

(1) 実施計画書の作成

実施に当たり、必要な業務を整理し、会場レイアウト図、舞台・設備図面、実施スケジュール等をまとめた実施計画書を作成する。委託者との調整の中で盛り込む必要があると判断されたものについては、適宜追加すること。なお、会場レイアウト図及び舞台・設備図面については、契約締結後直ちに案を作成し、委託者及び象の鼻パーク管理者等と調整を図ること。

ア 会場レイアウト図、舞台・設備図面

会場には最低限下記の内容を設営することとし、設計書及び【別紙2 野外舞台仕様詳細】、【別紙3 舞台図面】、【別紙4 照明仕込図（舞台）】、【別紙5 照明仕込図（フロント）】、【別紙6 音響機材一覧】に記載されている範囲内で、会場の特性等も踏まえた会場レイアウト図及び舞台・設備図面を作成すること。作成に当たって、【参考1 舗装耐圧平面図】の内容も確認すること。また、舞台及び舞台周りの設計に当たっては、出演者の要望を取りまとめ、委託者及び象の鼻パーク管理者等と調整すること。

なお、観客席について、「横浜ベイサイドバレエ」及び「その他ダンス公演①」は1,500席程度（新型コロナウイルス等感染症対策として席数等を変更する可能性もあ

る)を想定し、S席はスタッキングチェア(肘つき)、それ以外の席はベンチ(幅1,500mm以上・背もたれあり、ベンチ1つに対し2名で使用する想定)を使用、観客席の配置・間隔については、委託者と協議の上決定する。「その他ダンス公演②、③」では、観客席を撤去する。

- (ア) 舞台
- (イ) FOH
- (ウ) ピンタワー
- (エ) ユニットハウス(楽屋、スタッフ控室、救護室)
- (オ) 観客席(車椅子用観客席を含む)
- (カ) 各種運営テント(スタッフ用、資材置き場、音響照明電源ユニット、受付、ごみ集積所)
- (キ) 仮設トイレ(出演者用、観客用、多目的トイレ)

イ 実施スケジュール

設営から公演、撤去までの各日スケジュール(雨天時のスケジュール案を含む)及び必要な業務等についてまとめること。なお、「横浜ベイサイドバレエ」には予備日(令和3年8月30日(月)・31日(火))を設け、8月28日(土)・29日(日)の公演が雨天等により実施できない場合、振替公演を実施する。

ウ その他

電源設備については、クリーンエネルギーの活用等について委託者と共に検討・協議の上実施すること。

(2) 実施運営マニュアル及び進行台本の作成

実施計画書に基づき、最低限下記の内容を盛り込んだ実施運営マニュアル及び進行台本を作成すること。委託者との調整の中で盛り込む必要があると判断されたものや、関係諸官庁等から指示があった内容については、適宜追加すること。

ア 実施運営マニュアル

- (ア) 実施概要
- (イ) 実施体制図、連絡系統図
- (ウ) 会場レイアウト図
- (エ) 舞台・設備図面
- (オ) 実施スケジュール(雨天時のスケジュール案を含む)
- (カ) 規制エリア図
- (キ) 各公演日別の概要・運営計画等
- (ク) 出演者、スタッフ及び観客の感染症・熱中症対策
- (ケ) 搬入・撤去計画
- (コ) 警備計画(警備員・誘導員の配置図を含む)
- (ク) 会場内・周辺サイン配置計画

- (シ) スタッフ証
- (ス) 会場清掃計画
- (セ) 苦情・問合せ対応フロー
- (ソ) 緊急時連絡体制・緊急時対応フロー
- (タ) 関係各所連絡先一覧

イ 進行台本

- (ア) 進行表
- (イ) アナウンス原稿

(3) 周辺施設・住民、関係諸官庁等に対する事前調整及び問合せ対応

ア 事前説明・調整

会場周辺の施設・住民等、実施に当たり騒音等の影響が生じる可能性がある範囲を整理し、必要に応じて説明の機会を設けること。併せて事前説明が必要となる関係諸官公庁や団体（例：象の鼻テラス、横浜水上警察署、ピア象の鼻）も整理し、説明及び配慮事項等のヒアリングを行うこと。

説明に当たって必要な資料は受託者が作成・印刷し、事前に委託者の確認をとること。また、議事録を作成し、説明日の翌日までに委託者に共有すること。

その後、委託者と協議の上、必要な調整を行うこと。

イ 関係諸官庁等への申請・届出

委託者と調整の上、期日までに関係諸官庁等へ必要な申請・届出を行うこと。申請・届出に伴い発生する手数料・検査料等の経費は受託者の負担とする。

ウ 周辺施設・住宅へのポスティング

委託者の指示する期日までに、5(3)アで整理した会場周辺の施設・住宅に公演実施を告知するポスティングを行うこと。ポスティングの書面の内容は、委託者及び関係者と協議の上作成し、必要部数（白黒印刷、500部程度）を印刷する。

エ 象の鼻パーク利用者への周知

象の鼻パーク利用者に公演実施を事前告知する看板及び公演期間中に公演内容を案内する看板をそれぞれ1枚ずつ作成し、設置すること。看板の内容、設置場所、設置時期等については、委託者及び関係者と協議の上決定する。

オ 問合せ対応

令和3年8月23日（月）から9月5日（日）まで、周辺施設・住民及び象の鼻パーク利用者等からの問合せ対応を行う窓口を設置すること。対応時間の想定は8月23日（月）から25日（水）までは12時から17時、8月26日（木）から9月5日（日）までは10時から21時までとする。問合せ対応のためのQAは、委託者と協議の上作成し、共有すること。

(4) 会場設営・撤去

ア 現状確認・復帰

会場設営前に、関係者立ち会いの下現状確認を行い、撤去後の原状回復の要否を判断するための資料を作成すること。資料の作成に当たって、写真等の記録をとり、どここの場所か明確にしておくこと。

また、全公演終了後に設備の撤去とあわせて、会場内の清掃（仮設トイレの汲み取りを含む）及び現状復帰を行うこと。

イ 舞台等設営・撤去

舞台・楽屋・照明・音響については、実施計画書・実施運営マニュアルに基づき設営し、それ以外で出演者から特別な要望があった場合には、委託者と協議し別途契約を締結した上で受託者が手配する。その他、実施計画書・実施運営マニュアルに基づき、必要な設備も設営すること。

ウ 観客席の設営・撤去

(ア) 実施計画書・実施運営マニュアルに基づき、「横浜ベイサイドバレエ」及び「その他ダンス公演①」で使用する観客席を設営し、委託者の指示の下、座席番号を貼付すること。

(イ) 「その他ダンス公演①」の後、観客席を撤去し、実施計画書・実施運営マニュアルに基づき「その他ダンス公演②、③」の準備を行うこと。

エ 設営・撤去時の留意点

(ア) 会場及び各業務の責任者を明確にし、委託者との連絡や緊急時対応が迅速にとれる体制を整えておくこと。

(イ) 会場設営・撤去に当たり、既存設備等を損傷することのないよう十分に安全対策を講じること。万一損傷させた場合には、委託者と協議の上、修復方法やその実施時期等について決定し、別途契約を締結した上で原状回復する。

(ウ) 会場設営・撤去の作業時間は委託者と協議の上決定し、作業により生じる音や光、振動等についても周辺施設・住民及び一般利用者に最大限配慮すること。

(5) 運営

ア 各種手配

(ア) 4(3)の観客数の想定を踏まえ、また出演者、スタッフ及び観客の熱中症対策等も考慮した上で、円滑な運営ができるよう必要な人員（照明・音響スタッフを含む）及び物品（警備スタッフも含めた全スタッフの飲料・お弁当等を含む）の手配を行うこと。

また、新型コロナウイルス等感染症対策として消毒及び検温実施ができるよう物品を手配すること。なお、舞台上や楽屋エリア等の消毒等の実施については、必要な人員の手配を本委託に含む。来場者対応としての消毒・検温等を実施する人員については、別途委託者が手配するので、委託者と協議の上、連携し運営を行うこと。

(イ) 出演者と舞台に係る仕様や必要物品、楽屋に必要な物品（飲料、軽食を含む）

等を調整し、準備すること。

- (ウ) 「横浜ベイサイドバレエ」のゲネプロ及び公演日に、出演者（約 70 名）がリハーサル会場である THE HALL YOKOHAMA（横浜市中区山下町 112-11 テックスクエア 2F）から会場へ移動するバスを手配すること。
- (エ) 【別紙 7 物品販売・貸与業務について】に示すとおり、各公演の実施に際して、観客にレインコートの有料販売及びブランケットの有料貸与を行うこと。また、そのために必要な物品を手配すること。なお、「横浜ベイサイドバレエ」のゲネプロでは必要に応じてブランケットの無料貸し出しを行う。
- (オ) 全公演日及び「横浜ベイサイドバレエ」のゲネプロ日には、出演者及び観客の怪我等に備え看護師を手配すること。応急処置に必要な医療関連物品についても併せて手配すること。

イ 公演当日の会場運営

- (ア) 全スタッフに対し、実施運営マニュアルに記載されている内容を中心に適切な情報共有を行った上で、当日業務に従事すること。特に観客と接するスタッフは、観客からの会場・公演等に関する基本的な質問に答えられるようにしておくこと。
- (イ) 開場時間は各公演開始 1 時間前を想定し、必要な人員を配置した上で、委託者及び象の鼻テラス管理者等と調整を図りながら以下を中心に実施すること。
 - a 会場案内・誘導（会場周辺から会場内まで）
 - b チケット確認（入場口 2 か所での実施を想定）
 - c チラシ挟み込み及び各入場口での配布
 - d 来場者アンケート（委託者が提供）の配布及び回収
 - e 会場内外の案内表示の設置
 - f 緊急時の避難誘導
- (ウ) 公演中の会場内の巡回清掃及び公演終了後の会場内の清掃（必要に応じて仮設トイレの汲み取りや象の鼻パーク常設トイレの清掃を行う）や忘れ物確認等を行うこと。
- (エ) 雨天等による公演の実施可否については、委託者、受託者及び関係者による協議の上、委託者が判断し、受託者は必要な対応を行うこと。「横浜ベイサイドバレエ」が中止になった場合は、予備日（令和 3 年 8 月 30 日（月）・31 日（火））に振替公演を行うため、必要な準備等を行うこと。

ウ 会場警備

- (ア) 会場警備は、会場指定の警備会社である京浜港ワッチマン業協同組合に委託し、適宜必要な打合せ等を行うこと。
- (イ) 会場警備は、令和 3 年 8 月 23 日（月）から 9 月 8 日（水）まで、各日 8 時 30 分から 22 時 30 分まで、夜間警備は 22 時から翌朝 9 時まで行うこと。

- (ウ) 会場警備は以下を中心に委託者等と調整を図りながら実施すること。
 - a 公演（開場）中及びリハーサル中は会場入場口付近の警備を行う（4 ポスト想定）。
 - b 夜間等、5 (5) ウ (ウ) a 以外の時の警備は、舞台、楽屋周辺、観客席、スタッフ用運営テント周辺を中心にそれぞれ警備員を配置し、巡回警備を行う（3 ポスト想定）。
 - c 車両の出入りがある場合には、車両誘導と出入り口の警備を同時に行える人員を配置すること。なお、機材搬入・搬出口、出演者の車両の出入り口は異なる場所にある。

(6) 実施報告書等の作成

ア 実施報告書

会場の設営・撤去及び公演当日の実施内容について、最低限下記の内容を盛り込み、記録写真も交えた実施報告書を作成すること。委託者との調整の中で盛り込む必要があると判断されたものについては、適宜追加すること。なお、次回フェスティバルの参考とするため、各項目においては物品や人員等の数量・配置等詳細についても記載すること。

- (ア) 実施概要
- (イ) 会場レイアウト図
- (ウ) 舞台・設備図面
- (エ) 実施スケジュール
- (オ) 規制エリア図
- (カ) 各公演別の実績
- (キ) 出演者、スタッフ及び観客の感染症・熱中症対策
- (ク) 警備実績
- (ケ) 会場内・周辺サイン配置状況
- (コ) 会場清掃実施状況（原状回復した場合はそれも含む）
- (サ) 苦情及び問合せ内容（受付日時、名前、対応者、回答内容・方法）
- (シ) 中止及び順延を検討した場合、その経過等

イ 記録写真・記録映像

次回フェスティバルの参考とするため、実施報告書の提出とあわせ、記録写真（実施報告書に掲載した画像も含む）・記録映像のデータも提出すること。

記録写真については、会場設営及び撤去時の作業の進捗が分かるよう場所ごとに撮影すること。また、公演当日は公演開始前の会場内・周辺の様子及び公演の様子（出演者及び観客）が分かるよう撮影すること。

記録映像については、舞台正面から定点で公演の様子が分かるよう撮影すること。カメラの台数は1台を想定しているが、受託者の判断により複数台設置することを

妨げるものではない。

(7) その他

ア 委託者との打合せ

業務に関する委託者との打合せを週に 1 回程度見込み、メール等で随時状況の連絡・共有を行うこと。なお、打合せの際には必要となる資料の作成（必要に応じて事前のデータ共有や印刷を行う）及び議事録の作成（翌日までに共有する）を行うこと。

イ 著作権申請補助

受託者は、委託者の指示の下、必要に応じて公演で使用する楽曲を取りまとめ、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への申請に必要な情報を委託者に提供すること。

6 成果品

(1) 提出先

横浜アーツフェスティバル実行委員会事務局

(2) 提出物・提出方法・提出期限

ア 実施計画書

書面 1 部（A4 両面カラー）及び PDF データを令和 3 年 5 月 31 日（月）までに提出すること。なお、提出前に委託者に確認をとること。

イ 実施運営マニュアル、進行台本

書面 1 部（A4 両面カラー）及び PDF データを令和 3 年 8 月 10 日（火）までに提出すること。なお、提出前に委託者に確認をとること。また、公演当日までに修正が生じた場合は随時更新し、委託者に共有すること。

ウ 実施報告書

書面 1 部（A4 両面カラー）及び PDF データを令和 3 年 10 月 8 日（金）までに提出すること。なお、提出前に委託者に確認をとること。

エ 記録写真・記録映像

データを令和 3 年 10 月 8 日（金）までに委託者の指示する形式で提出すること。

オ 回答済み来場者アンケート、来場者アンケート集計結果

アンケートは公演日ごとに PDF データにし、集計結果は委託者の指示の下、Excel 等で項目ごと単純集計したデータを令和 3 年 10 月 8 日（金）までに提出すること。

7 事業の履行における不可抗力

- (1) 委託者及び受託者のいずれかが、不可抗力（天災地変、新型コロナウイルス感染症その他伝染病、戦争、内乱、交通機関（船舶、航空機、鉄道等）の事故及びゼネスト、法律命令その他行政措置等）により、やむを得ず本契約の実施が不可能となった場合には、委託者と受託者による協議の上、本契約を更改又は中止することができる。

- (2) 公演の出演予定者及び関係者が病気、怪我等のやむを得ない事由により役務を提供することができない場合は、委託者、受託者及び関係者による協議の上、委託者が判断し、公演を中止することができる。
- (3) (1)又は(2)の理由により本契約が更改または中止となった場合、受託者は事業開催準備のために支出した経費又は支出を予定する経費を報告し、委託者と協議の上、契約金額の変更について決定する。
- (4) 前項の理由により本契約が更改又は中止となった場合、委託者・受託者双方ともその相手方に対して、損害賠償の責任を負わないものとする。

8 業務実施上の留意点

- (1) 業務を実施するに当たっては委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、この仕様書に特に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。なお、新型コロナウイルス等感染症対策等のため、座席数や運営方法に変更が生じる可能性があるが、柔軟に対応すること。
- (2) 受託者は、業務の検討内容及び進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (3) 業務の実施に当たって、周辺施設・住民及び一般利用者に最大限配慮し、象の鼻パークの使用に係る以下の条件を遵守すること。また、象の鼻パーク管理者、象の鼻テラス管理者等とも十分に調整すること。なお、調整により、条件が強化又は緩和された場合はその内容に沿って対応すること。

ア 音出しに関する条件

- (ア) 「横浜ベイサイドバレエ」、「その他ダンス公演②」及び「その他ダンス公演③」の公演以外は、2日連続での音出しは行わない。
- (イ) 「横浜ベイサイドバレエ」のゲネプロ及び公演日を除き、リハーサルや音響機器の調整等の音出しは10時から20時までに行うこと。
- (ウ) 音量や音質について、周辺施設・住民に十分配慮し、苦情等があった場合には調整を行うこと。

イ 動線等に関する条件

- (ア) 象の鼻パーク内の通路は、一般利用者の動線（幅最低1.8m）を確保し、看板等は設置しないこと。また、通路が明確に設定されていない場所においても、一般利用者の動線を確保すること。
- (イ) 看板等を設置する場合は、一般利用者の海への眺望を阻害しないよう配慮すること。
- (ウ) 一般利用者が安全に象の鼻パークを利用できるよう、必要に応じて警備員を配

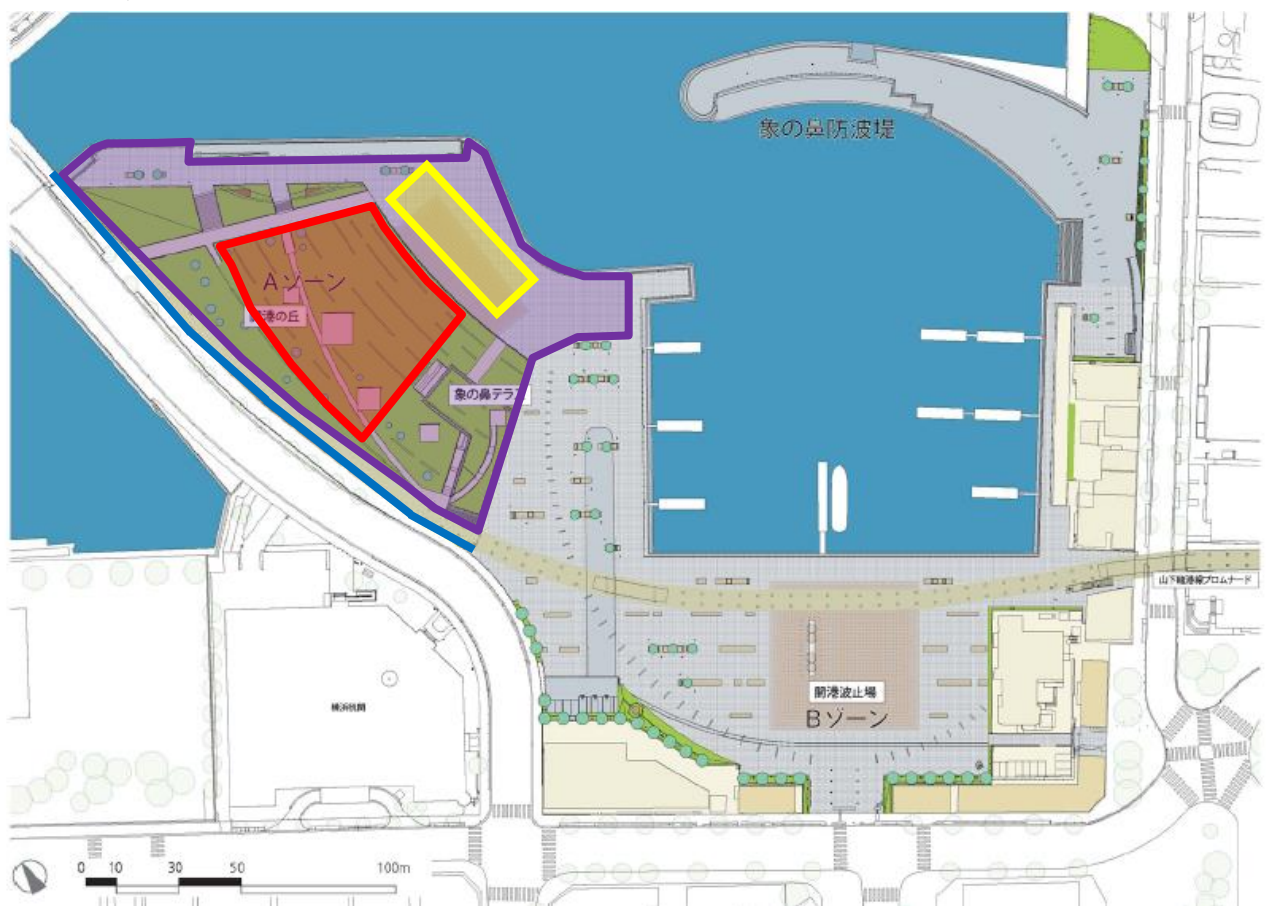
置すること。

- (4) 業務の実施に当たって、横浜市及び国・県の方針に従って、新型コロナウイルス等感染症対策に万全を期すること。
- (5) 下請負契約を締結する際は、横浜市中心企業振興基本条例の趣旨をふまえ、市内中小企業の参入機会の確保に努めること。
- (6) 象の鼻パーク及びリハーサル会場の使用料については委託者の負担とする。
- (7) 委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。

【別紙1 野外舞台・会場配置図】

- 1 会場 : 紫線で囲まれた箇所にて設営する（図1参照）。
会場設営については最低限下記の内容を含むこと。
舞台、観客席、FOH、ピンタワー、ユニットハウス（楽屋、スタッフ控室、救護室）、各種運営テント（スタッフ用、資材置き場、音響照明電源ユニット、受付、ごみ集積所）、仮設トイレ（出演者用、観客用、多目的トイレ）
また、象の鼻パーク内の通路を封鎖するにあたり、一般利用者の迂回動線を確保すること。
- 2 舞台 : 黄線で囲まれた箇所にて設営する（図1参照）。
- 3 観客席 : 赤線で囲まれた箇所にて設営する（図1参照）。車椅子用観客席を含めること。
- 4 敷地境界 : 青線（図1参照）。
- 5 観客入場口 : 象の鼻テラスの出入り口及び象の鼻パーク北西側（赤レンガ倉庫側）通路の2箇所（図2参照）とし、象の鼻テラスの出入り口をメインの入場口とする。

図1 象の鼻パークエリア図



北西側 (赤レンガ倉庫側) 入場口 ※搬入搬出車両出入口

象の鼻テラス側入場口

ステージ

観客席

FOH、ピンタワー

象の鼻テラス

運営スタッフ 控えテント

楽屋

事務局 救護室

電源車

トイレ

±0

+700

+1500

+2000

+2500

+3000

Avon

B1



【別紙2 野外舞台仕様詳細】

野外舞台仕様詳細

1 舞台関係

- (1) 舞台の高さ、奥行き、幅等については【別紙3 舞台図面】のとおりとする。
- (2) 舞台はダンス（バレエ等）の公演に必要な強度と平面を持たせること。
- (3) 舞台床は、15mm程度の艶消し黒塗装の合板を、舞台基礎の平台等にビスで固定することとし、使用しない時間帯については、防水シート等をかぶせ養生すること。
- (4) 舞台上に、出演者を隠すための黒袖パネル（高さ 3.6m×幅 2.4m）を、両側に3組ずつ設置すること。
- (5) 舞台の上手・下手に、セット及び小道具等を格納するための屋根付のテント（6m×8m程度）を設置すること。
- (6) 舞台の上手・下手に、舞台上にセット・小道具を設置するためのステージスロープを設置することとし、スロープにはテープ等による滑り止め加工を行うこと。また、少なくとも、どちらか片側のステージスロープは幅 3m 以上のものとする。
- (7) 舞台奥には落下防止の手摺りを設置すること。また、出演者が舞台の上手、下手間を移動する際の目隠し（地上から 2m 程度）を、舞台奥の落下防止の手摺りに設置すること。

2 楽屋関係

- (1) 出演者約 70 名（男性：35 名、女性：35 名を想定）、スタッフ約 10 名（男性：5 名、女性：5 名を想定）の着替え、待機のための楽屋を設置すること。
- (2) 楽屋及び衣装・メイク室、事務局控室として、ユニットハウス(W2,400 mm×D5,800 mm×H2,700 mm以内で面積 12.4 m²以上)を 14 棟、ユニットハウス(W2,900 mm×D4,700 mm×H2,700 mm以内で面積 12.9 m²以上)を 8 棟用意すること。また、感染症対策・熱中症対策について考慮した上で、各部屋に十分な空調・換気設備を設置することとし、その際必要な電気工事を行うこと。
- (3) 舞台スタッフ約 10 名の待機スペース（テント）を設置すること。
- (4) 楽屋エリアには、舞台上の音声や映像を常時確認できるモニターを設置すること。
※音声モニターは楽屋ごとに設置し、映像モニターは楽屋エリア内の適当な 1 箇所に設置すること。
- (5) 楽屋を設置するエリアに出演者及びスタッフ専用の洗面所及びトイレを設置すること。
- (6) 楽屋エリア及び楽屋エリアから舞台への動線は、できるだけ観客の視線から遮られるように設定すること。
- (7) 舞台袖から楽屋への呼び出しアナウンスができるマイク及び回線を設置すること。

3 照明関係

- (1) 必要な舞台照明機材については【別紙4 照明仕込図(舞台)】、【別紙5 照明仕込図(フロント)】を参照するものとする。電源車、照明ユニット、ケーブル等を含む照明機材を使用するのに必要な全ての機材及び資材を設置することとし、楽屋エリア、待機場所、通路、観客席等の照明についても同様とする。ただし、「横浜ベイサイドバレエ」では、調光卓については出演団体の持ち込みとなるため、別途対応すること。

なお、舞台上のフットライトは、最前列の観客席から出演者の足元が見えるように設置すること。

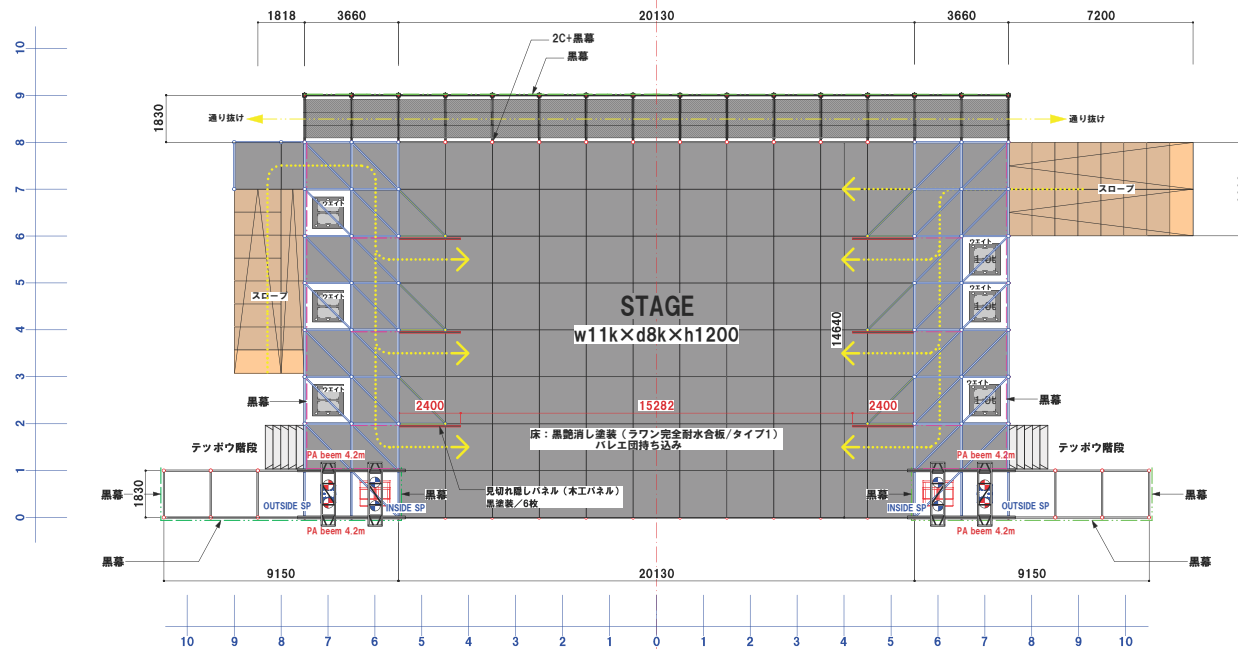
- (2) 機材等の保守、管理（機材の稼働確認、点灯確認、切れた電球の交換、防水対策等）のスタッフについては受託者が手配するものとする。
- (3) 照明デザイナー、フォロースポット・オペレーター等の公演に際し必要となるスタッフについては受託者が手配するものとする。ただし、「横浜ベイサイドバレエ」においては、出演団体専属のスタッフが行うものとする。

4 音響関係

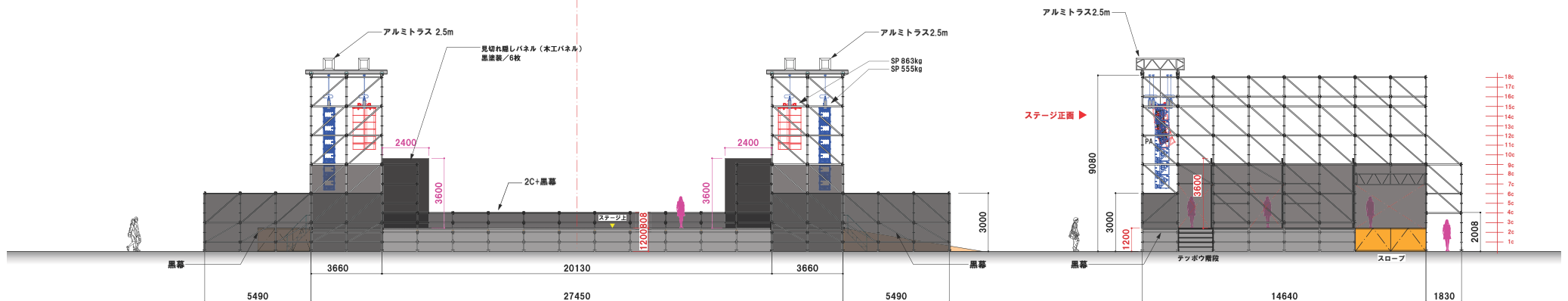
- (1) 音響関係の機材については、【別紙6 音響機材一覧】を参照するものとし、【別紙1 野外舞台・会場配置図】に示す敷地境界での音量に注意した上で、会場全体に十分な音量、音質を供給するのに必要な機材を設置すること。
- (2) ミキサーについては「YAMAHA M7CL」を設置するものとし、手配が難しい場合は「YAMAHA M7CL」と同等の機能を有するものを設置すること。
- (3) 「横浜ベイサイドバレエ」では、音源の CF レコーダーについては、出演団体が持ち込むものとする。

【別紙3 舞台図面】

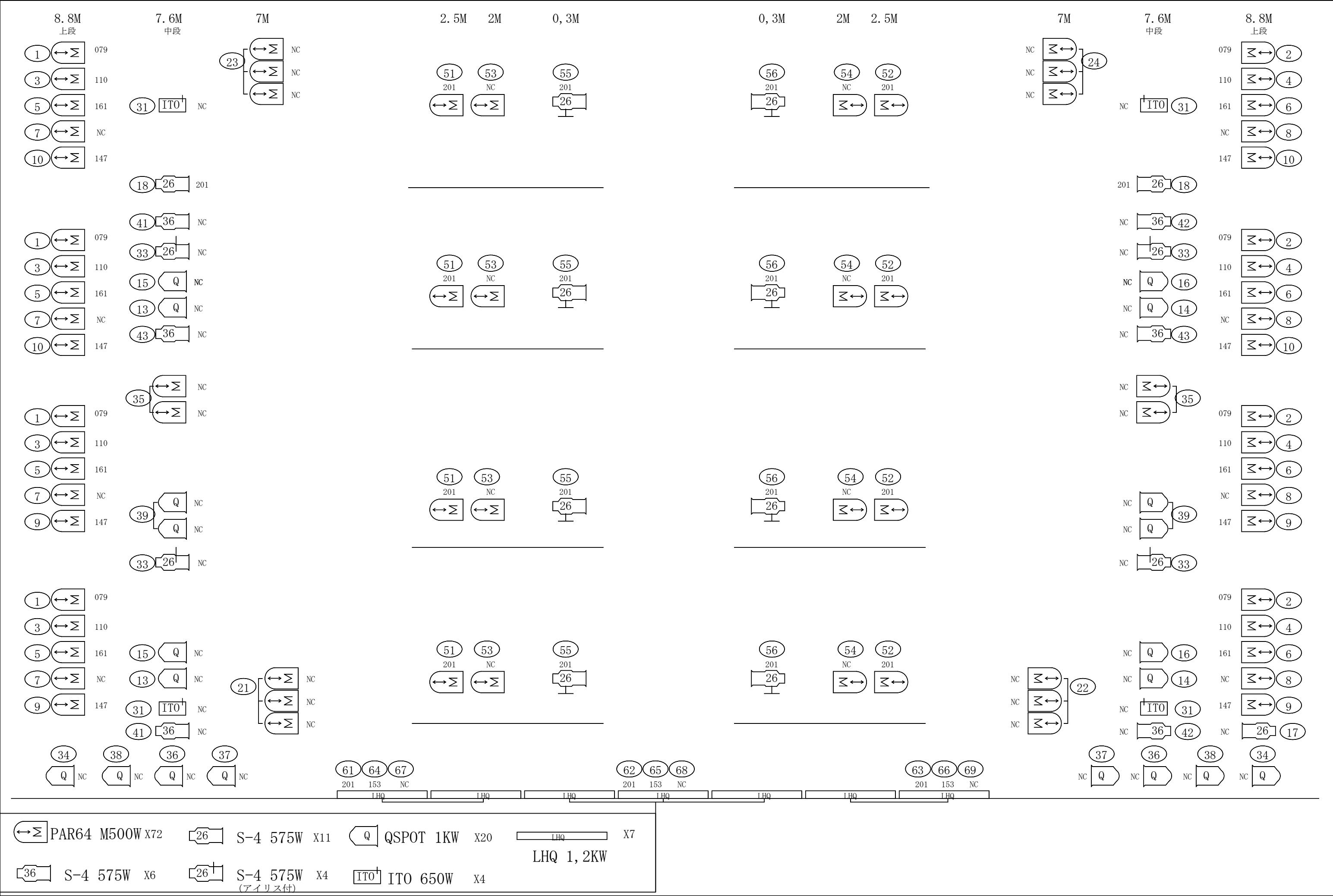
- ・風速18m/sで検討
- ・強風時は幕を外して風を受けるものの撤去を行うこと
- ・必要なウェイトはトータル 6.0t



Rigging Symbol Key	
	2.0Ton motor
	1Ton motor
	0.5Ton motor



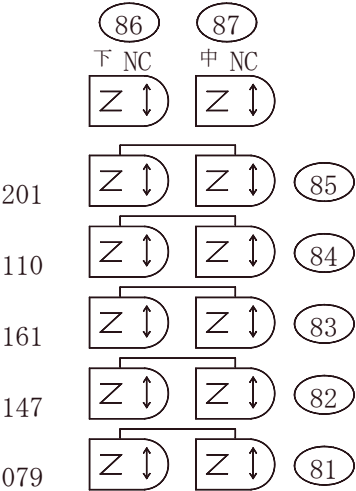
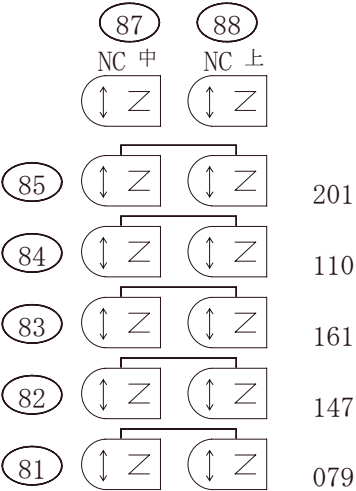
【別紙4 照明仕込図(舞台)】



STAGE

ウエ

ウエ



前明かり

フロアスポット



一般卓



フロアスポット



サイドタワー (正面ならPAR 64 VN 500W)



PAR 64 N 500W
X24



キセノン2KW

フロアスポット

【別紙6 音響機材一覧】

音響機材一覧

No.	名 称	仕 様	数 量
1	ハウス調整卓	YAMAHA M7CL-48ES 48IN + 4ST 27BUS OUT	1 式
2	モニター卓	YAMAHA M7CL-48	1 式
3	メインスピーカー	E.V XLD281 3WAY LINEARRAY フライニング用金具付	10 台
4		E.V XLC215 SUB WOOFER	4 台
5	中抜け用スピーカー	E.V SX300	2 台
6	サイドモニタースピーカー	MEYER MSL-3A	4 台
7	ステージモニタースピーカー	DYNACORD CXM-15	8 台
8	パワーアンプ	E.V TG-5 プロセッサー類含む	2 台
9		YAMAHA PC5500 プロセッサー類含む	8 台
10	デジタルマルチケーブル	YAMAHA SB-168ES 32IN 16OUT	2 式
11	ワイヤレスマイク	SAMSON HAND 58TYPE AX 帯	4 式
12	マイクロフォン	SHURE SM58	10 本
13		SHURE SM57	10 本
14		SHURE SM58S	3 本
15	騒音測定器	リオン製 NL-24	1 式
16	プレーヤー	CD Deck TASCAM SS-CDR1	4 台
17	インカム	CLEAR COM MS222	1 式
18		CLEAR COM RS501 ヘッドセット付	8 式
19	その他ケーブル、スタンド等	16CH マルチケーブル 65M	1 式
20		マイクケーブル、スタンド	1 式
21		スピーカーケーブル、電源ケーブル類	1 式

※音響機材一覧は2方向からのスピーカシステムを想定しており、【別紙1 野外舞台・会場配置図】に示す敷地境界での音量に注意した上で、会場全体に十分な音量、音質を供給するのに必要な機材を設置すること。

※上記機材のうち、生産終了品で手配が困難な場合は、後継機又は同等品を用意すること。

【別紙7 物品販売・貸与業務について】

物品販売・貸与業務について

1 業務概要

各公演実施日に、象の鼻テラス内で2(1)及び(2)の物品について、手配から販売及び貸与、管理を行う。
また、「横浜ベイサイドバレエ」のゲネプロでは必要に応じてブランケットの無料貸し出しを行う。

2 実施日・時間

販売・貸与：令和3年8月28日（土）（雨天時30日）、29日（日）（雨天時31日）、
9月2日（木）、4日（土）、5日（日）の各公演の開場から終演まで
ブランケット無料貸与：令和3年8月26日（木）の「横浜ベイサイドバレエ」のゲネプロ実施時

3 実施場所

象の鼻テラス内

（象の鼻テラス管理者と調整の上、象の鼻テラスが所有するワゴンを借り、設置場所を決めること）

4 販売及び貸与を行う物品

(1) 販売

レインコート（使い捨て、フリーサイズ）：販売価格 200 円、準備枚数 100 枚

(2) 貸与

ブランケット（60cm×90cm 程度）：貸与価格 200 円、準備枚数 200 枚

5 ワゴン（サイズ：W1,300 mm×D740 mm×H2,000 mm）の飾りつけ

(1) ワゴン屋根部の飾りつけ

サイズ：本体 W1,400 mm×H1,000 mm／鳩目と紐を中央2か所設置

印刷：片面（フルカラー）

素材：ターポリン

入稿：完全データ（ai）

(2) ワゴン装飾用サインの作成

サイズ：サイン W1,200 mm×H150 mm

素材：スチレンボード

入稿：完全データ（ai）

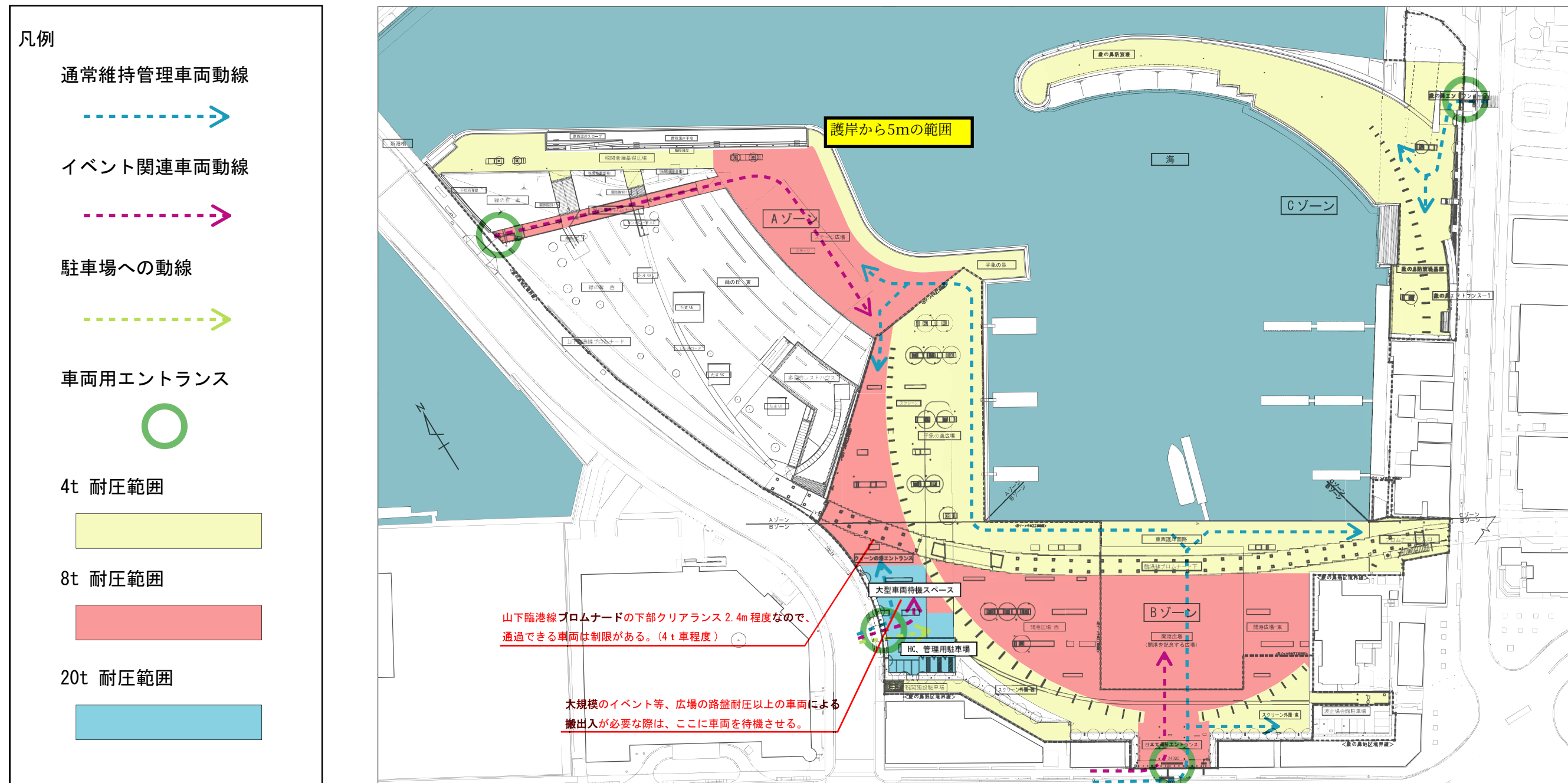


6 留意点

- (1) 本販売及び貸与で得た収益は、委託者に納めること。
- (2) 販売及び貸与物品の在庫処理については、委託者の指示に従うこと。
- (3) 4に示す物品以外について、委託者が販売又は貸与を指示した場合、委託者と協議し別途契約を締結した上で受託者が手配すること。

象の鼻パーク

施設管理：作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表



【参考2 Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 会場写真】

1. 野外舞台



2. 観客席



3. サイドタワー、袖パネル



4. PIN タワー



5. 楽屋(ユニットハウス)



6. FOH



7. 車椅子用観客席(スロープ付)



8. 観客用仮設トイレ、手洗器



9. 多目的仮設トイレ



10. 運営テント、セーフティフェンス



11. 座席番号



12. 電源車、発電機



13. 場内看板



14. 舞台上フットライト



15. 楽屋 (観客席側黒パネルは、空調機器の目隠し)



委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第 委託者が定める。
第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を聴
39条、第40条又は第 いて定める。
42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。